

| | | | |
|--|------|---|---|
| | 事務局長 | 合 | 議 |
| | | | |

北栄町社会体育施設等使用許可申請書兼許可証

北栄町社会体育施設管理運営規則第5条の規則を遵守し、かつ、北栄町社会体育施設の
及び管理に関する条例5条各号に該当する利用でないことを誓約します。 平成 年 月 日

(一財)北栄スポーツクラブ理事長 様

| | | | |
|------|--|-----|--|
| 受付者 | | 照明料 | |
| 施設台帳 | | 使用料 | |

申込者住所

団体名

氏名

| | | | |
|---|--|--|--------------------------------------|
| 使用施設 <small>※高校生以下は半額、町外者は2倍</small> | 北条体育館 | ・全面使用 600円/時間 ・片面使用 400円/時間 ・1/6面使用 (バドミントンコート)150円/時間 | |
| | B&G海洋センター | アリーナ ・全面使用 800円/時間 ・片面使用 400円/時間 ・1/3面使用 (バドミントンコート)300円/時間 ・ミーティングルーム 200円/時間 ・多目的室 200円/時間 ・ゲートボール場 50円/時間 ・トレーニングルーム 150円/回 ・プール 150円(午前、午後、夜間それぞれ) | |
| | 北条ふれあい会館 | ・多目的ルーム 250円/時間 ・ふれあいルーム 200円/時間 ・柔道場 150円/時間 ・剣道場 150円/時間 | |
| | 北条野球場 | ・全面 1,000円/時間 (照明 5,000円/時間加算) | |
| | 北条運動場 | ・全面 300円/時間 (照明使用 100円/時間加算) | |
| | 北条多目的広場 | ・全面 100円/時間 | |
| | 大栄体育館 | ・全面使用 600円/時間 ・片面使用 400円/時間 ・1/6面使用 (バドミントンコート)150円/時間 | |
| | 大誠体育館 | ・全面使用 400円/時間 ・片面使用 250円/時間 ・1/4面使用 (バドミントンコート)150円/時間 | |
| | 大栄ふれあい会館 | ・全面使用 500円/時間 ・片面使用 300円/時間 ・1/4面使用 (バドミントンコート)150円/時間 | |
| | 勤労者体育センター | ・全面使用 500円/時間 ・片面使用 300円/時間 ・1/6面使用 (バドミントンコート)150円/時間 | |
| | 大栄野球場 | ・全面 1,500円/時間 (照明 5,000円/時間加算) | |
| | 大栄運動場 | ・全面 300円/時間 | |
| 使用日時 | 平成 年 月 日 (曜日) | 時 分 ~ | 時 分 |
| | 平成 年 月 日 (曜日) | 時 分 ~ | 時 分 |
| | 平成 年 月 日 (曜日) | 時 分 ~ | 時 分 |
| 使用人数 | 町内 大人 人 高校生以下 人 | 町外 大人 人 高校生以下 人 | |
| | 北栄スポーツクラブ会員 大人 人 高校生以下 人 | | |
| 使用目的 | | | |
| 使用責任者 | 氏名 | | 電話 |
| 使用料金 | ① 施設使用料 1時間 時間 円 × 減免・無料・有料 = | | |
| | ② 照明料 1時間 円 × = | | 合計 ① + ② 円 |
| 許可条件 | <ol style="list-style-type: none"> 1 使用中忘失、破損及びその他の理由により施設等又は、他人に損害を生じたときは速やかに申し出るとともに、使用者において賠償すること。 2 使用後は、もとどおりに整理、整頓、清掃をすること。 3 町・スポーツクラブの主催事業等が入った場合は許可を取り消すことがある。 4 弁当がら及び飲料の空き缶などのゴミは、持って帰ること。 5 競技場内でタバコは絶対に吸わないこと。すべての施設は火気厳禁とする。 6 野球場・運動場は、前日・当日雨天で使用後の整備ができない時は、使用を禁止する。 7 使用料金を添えて申込みをすること。又、使用日の3日前までのキャンセルは、全額返金する。 8 上記事項が守れない場合、整備ができない場合は、使用責任者に再整備又は、今後使用を許可しない場合がある。 9 体調の悪い人、又は酒を飲んでからの使用は許可しない。 | | |
| | 平成 年 月 日 使用承諾 | 北栄スポーツクラブ連絡先 | TEL 0858-36-4331 FAX 0858-36-4977 |

○条例第5条第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することに同意します。